

現場説明書

上越森林管理署

工 事 名 杉野沢地区復旧治山工事

日 時 自 平成26年 5月23日

至 平成26年 6月23日

場 所 上越森林管理署

説明者官職氏名 農林水産技官 久保田 啓介

説 明 事 項

1. 一般的事項

- (1) 工事名、工事場所、工事期間、工種別数量内訳書、特記仕様書は入札案内書のとおり。
- (2) 施工現場の責任の明確化及び安全作業に徹底し、労働安全衛生法等の関係法令を遵守するとともに、安全指導、安全施設について十分配慮し、安全作業に努めること。
- (3) 工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払い等の適正化(請負代金の支払いをできる限り早くすること、できる限り現金払いとすること及び手形で支払う場合、手形期間は120日以内でできる限り短い期間とすること等)、適正な施工体制の確率及び建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。
- (4) 道路交通法改正により大型貨物自動車の過積載に対する罰則が強化されたことに伴い、荷受人にもその責を課せられることになり、違法運行の背後責任による逮捕又は起訴された場合は指名停止となるので、大型貨物自動車等により工事用資材及び工事用機械器具等の運搬に際しては過積載のないように十分に注意すること。
- (5) 旧JIS製品記号を用いている場合は、新JIS製品記号に読み替えるものとする。
- (6) 工事用仮設用地の選定や支障木の伐採等は監督職員と十分打合せ、森林事務所で所定の手続き若しくは、森林所有者の了承のうえ使用し、使用後は原形復旧等を行い返地すること。
- (7) 山火事の防止には、十分留意すること。
- (8) 一般者の現場内立入を禁止する等、事故の発生を未然防止する措置をすること。
- (9) この工事の支給材料及び貸与品はない。

2. 入札について

この工事の入札(または見積書の提出)に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

3. 契約について

- (1) 契約金額は、落札金額に8%の消費税及び地方消費税額を加算した金額とする。

(2) 本工事は国庫債務負担行為に関わる契約の特則があり、特約事項の金額は落札後甲乙協議のうえ記入する。

(3) 前金払は請負代金額の4/10以内とする。

(4) 中間前金払及び部分払

ア. 契約金額が1000万円以上かつ工期が150日以上 of 工事に適用され、契約時に中間前金払か部分払のいずれか一方を選択して約定することができる。

イ. 受注者は中間前金払を請求するときは、あらかじめ発注者の認定を受けること。この場合の認定要件は次のとおりとする。

(ア) 工期の1/2を経過していること。

(イ) 工事の進捗が概ね工程表に基づき推移していること。

(ウ) 工事の進捗額が概ね請負代金額の1/2以上と認められること。

4. 施工管理について

(1) 工事規模・工事期間・現場条件を勘案して、仮設・工法等を決め、総合的な工程管理を行い、適期作業及び安全作業に努めること。

(2) 写真管理は施工管理基準によるが、写真ネガも提出すること。

(3) 施工区域内の踏み荒らしは最小限に止め、自然保護に留意し火気の取扱い・廃棄物等の処理について特に配慮すること。

5. 建設業退職金共済制度の普及徹底について

(1) 当該工事を受注した建設業者(以下「受注業者」という。)は、建退共制度の発注者用掛金収納書(以下「収納書」という。)を提出するものとする。

(2) 受注業者は、前項の収納書を工事契約締結後1ヶ月以内に発注者に提出するものとする。

ただし、期限内に収納書を提出できない事情があると認められる場合で予め発注者に申し出た場合はこの限りではない。

(3) 受注業者は、前項の申し出をする場合は、その理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により発注者に申し出るものとする。

(4) 受注業者は、前項の申し出をした場合、又は請負契約額の増額変更があった場合等において共済証紙を追加購入した場合は、この収納書を工事完成までに発注者に提出するものとする。

(5) 発注者は、共済証紙の購入状況を把握するために必要があると認めるときは、受注業者又は建退共都道府県支部に対し、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることができる。

(6) 受注業者は、現場において「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識の提示を確実に実施するものとする。

(7) 受注業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。

(8) 受注業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すること。

(9) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者の建退共制度への加入手続き、あるいは共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

6. 設計積算

(1) 施工地域補正を行っている。

(2) 仮設工の工種・数量については任意仮設であり、施工方法を拘束するものではない。

7. その他一般に現場説明における説明を要する事項としては、設計図書等の内容について

(1) 設計図書に数量のみを示した工種で、施工箇所及び箇所別数量が明示されていないときは、監督職員の指示又は承認により施工すること。

(2) 現地で条件変更等の事項が確認され、地形等の状態に基づき、土工定規図及び施工基準図により施工し、必要あるときは監督職員の指示又は承認による。

(3) 主任技術者、管理技術者の専任を要しない期間は次の①、②とする。

① 現場施工に着手するまでの期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

② 検査終了後の期間

工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「検査合格通知書」等における日付)とする。

(4) 治山工事標準仕様書第101条第2項に記載の特別に必要な事項について、治山工事共通特記仕様書を制定したので、留意のうえ治山工事の適正な実施に努めること。

(5) 工事用地は確保してあるが、受注者は土地所有者と話し合いのうえ工事を実行すること。

(6) 現場事務所等の敷地を必要とする場合は、国有林においては当該森林官と協議し、民有地においては土地所有者と調整を図ること。